【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金銭に類するもの）

**第十六条の七**　法第四十条の三に規定する金銭に類するものとして政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金銭に類するもの）

**第十六条の七**　法第四十条の三に規定する金銭に類するものとして政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

（改正前）

（新設）